

建管第611-4号
令和8年6月18日

関係団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長 (公印省略)
埼玉県都市整備部都市整備政策課長(公印省略)

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の
運用について(参考通知)

標記について、令和8年6月17日付けで総務部入札課から「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の事務連絡がありました。

これを受け、埼玉県県土整備部・都市整備部では、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」(令和8年6月16日付け国官技第129号、国官総第47号、国営管第128号、国営計第64号、国港技第35号、国空予管第325号、国空空技第110号、国空交企第89号)、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」(令和8年6月16日付け国技建管第1号)及び「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」(令和8年6月16日付け国営積第1号、国営建技第2号)を下記のとおり読み替えて運用することとしましたので、参考に通知します。

記

I. 「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」(令和8年6月16日付け国官技第129号、国官総第47号、国営管第128号、国営計第64号、国港技第35号、国空予管第325号、国空空技第110号、国空交企第89号)

1. 対象工事

「国土交通省直轄工事」を「県土整備部及び都市整備部の発注工事」に読み替える

4. 適用

「令和8年6月16日以降」を「令和8年7月 1日以降」に

「令和8年6月15日以前」を「令和8年6月30日以前」に

「入札契約手続きを開始する工事」を「入札公告又は指名通知する工事」に

それぞれ読み替える

II. 「「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」（令和8年6月16日付け国技建管第1号）

2. (4)

「別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）」を
「別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。」に読み替える

2.

「(6) 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。」

「(7) 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。」

を追加する

III. 「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」（令和8年6月16日付け国営積第1号、国営建技第2号）

4. (6)

「設計者や入居官署等」を「施設管理者等」に読み替える

(別記1)

「第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」を
「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更特記仕様書」に
読み替える

IV. II、III 共通事項

- ・ 「監督職員」を「監督員」に読み替える
- ・ 「工事請負契約書」を「埼玉県建設工事標準請負契約約款」に読み替える

その他留意事項

- ・ 指示や協議は、工事記録又は現場連絡票（以下「工事記録等」という。）により行ってください。
- ・ 協議にあたっては「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」の「様式1：調達検討資材に関する協議書」、「様式2：調達検討資材に関する実施報告書」を参考に、必要な項目を工事記録等に記載してください。

(担当) 建設管理課

土木積算担当

電話 048-830-5196

E-mail a5190-04@pref.saitama.lg.jp

技術管理担当

電話 048-830-5201

E-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp

建築技術・積算担当

電話 048-830-5192

E-mail a5190-06@pref.saitama.lg.jp

(担当) 都市整備政策課

企画担当

電話 048-830-5326

E-mail a5310-09@pref.saitama.lg.jp